



旧ごみ処理施設敷地内の土壤汚染調査結果及び区域指定について

次期ごみ処理施設整備の実施に当たり、建設場所となる旧ごみ処理施設の敷地内において解体工事に係る土壤汚染調査を行ったところ、一部の区画から基準値を超える特定有害物質（鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物）が検出されました。

しかしながら、当該汚染区画周辺に飲用井戸はなく、現状においてこれらの有害物質により周辺住民に健康被害が生じるおそれはありません。

また、当該汚染区画は、法令に従い形質変更時要届出区域に指定される予定であり、今後、適切な土壤汚染対策を行った上で、安全に解体工事を進めていきます。

詳細は、次のとおりです。

1 概要

令和6年9月に呉市議会の議決を得て契約をした、呉市旧ごみ処理施設解体撤去工事（以下「本工事」といいます。）は、解体事業者がこれまでダイオキシン類等の事前調査や工事計画の作成等を行い、本年1月から解体工事に着手するに当たり、本工事の発注者である呉市長（営繕課）が、土壤汚染対策法（以下「法」といいます。）により県知事の権限に属する事務の一部を委任されている呉市長（環境試験センター）に対し、法第4条第1項の規定による土地の形質変更に係る届出を行いました。

その結果、呉市長（環境試験センター）から、旧ごみ処理施設の敷地のこれまでの使用状況等を鑑み、4種類の特定有害物質（六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物）について土壤汚染調査を命じられ、当該敷地内の約1万4千平方メートルを対象に土壤汚染調査を実施したところ、鉛及びその化合物とふっ素及びその化合物について、敷地内の一部で基準値を超える特定有害物質が検出されました。

2 調査結果（速報値）

調査の結果、旧ごみ処理施設の敷地の一部から次の特定有害物質が検出されました。

種類	溶出量 (mg/L)	基準値 (mg/L)	汚染区画の面積
鉛及びその化合物	0.012 ～ 0.3	0.01	990.6 m ² (調査対象面積の約7%)
ふっ素及びその化合物	0.87 ～ 1.5	0.8	

3 今後の対応

(1) 区域指定

基準値を超えた区画については、法第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域^{*}に指定される予定です。

※ 形質変更時要届出区域とは、特定有害物質により土壤が汚染された土地ではあるが、人の健康被害が生ずるおそれがないものである場合において、当該土地の形質を変更しようとするときには届出が必要な区域をいいます。

(2) 深度調査

基準値を超えた区画については、土壤汚染対策工事を実施するため、深度調査を行い、深さ方向の汚染範囲を特定します。

(3) 土壤汚染対策工事

形質変更時要届出区域における土壤汚染対策工事には、汚染された土壤を敷地内にそのまま封じ込めておく方法と、掘削除去等により敷地内に残さず処分する方法がありますが、本件敷地では、解体工事の完了後すぐに建設工事が控えているため、汚染された土壤は敷地内に残さず、その全てを掘削除去するなどの方法により適切に処分する予定です。

4 周辺住民への影響

この度の調査で検出された鉛及びふっ素による周辺住民への影響として、一般的には、汚染した地下水を飲用することによる健康被害が想定されます。

しかしながら、当該区画周辺に飲用井戸はなく、地下水が飲用水として使用されていないことから、法に基づく区域指定についても、人に健康被害が生じるおそれがないと認める場合のもの（形質変更時要届出区域）となる予定であり、周辺住民への影響はありません。

5 本工事への影響

旧ごみ処理施設の解体は、本年1月に着手する予定でしたが、土壤汚染調査の結果が出るまでは土壤の形質変更を伴う工事ができないため、これまでは樹木の伐採（根の撤去を除く。）や内装撤去を中心に進めてきました。

今後は、土壤汚染が認められなかった区画については速やかに本工事を再開します。

また、土壤汚染が認められた区画については、土壤汚染の深さを特定して、汚染土壤の掘削除去等の土壤汚染対策工事を実施し、その後に本工事を行います。

なお、本工事の工期については、当初予定外の土壤汚染対策工事に要する期間により、延長となる可能性はありますが、現在のところ、当初の契約どおり令和8年10月末までとして進めていくことで解体事業者と調整しています。